



[様式第3号]

資料提供年月日	令和3年8月27日	
問い合わせ先	課名	生活保護・自立支援課
	電話	内線5940
担当者	職名・氏名	課長 松岡
	職名・氏名	係長 櫃本

広 報 連 絡

- 1 件 名 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間が令和3年11月末日まで延長となりました
- 2 趣 旨 総合支援資金の再貸付が終了した等の理由により、さらなる貸付を利用できない世帯で、一定の要件を満たす生活困窮世帯に対し支給する「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について、申請期限が令和3年8月31日（火）から令和3年11月30日（火）に延長されたため、周知を行うもの。
- 3 支給対象要件（主なもの）
 - （1）緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯
 - ①総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯、または申請月までに借り終わる世帯
 - ②総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
 - ③総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

（裏面あり）

(2) 生計維持要件

申請日において、世帯の生計を主として維持している者

(3) 収入要件

申請を行った月における世帯全員の収入合計額が、別表の「収入要件の基準額」以下であること。

(4) 資産要件

世帯の全ての預貯金、現金等の合計額が別表の「資産要件の基準額」以下であること。

(5) 求職活動等要件

次のいずれかに該当すること。

①公共職業安定所に求職の申し込みをし、常用就職を目指して所定の求職活動を行うこと。

②生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていないこと。

4 申請期限 令和3年11月30日（火）※当日消印有効

5 問い合わせ先 自立支援金コールセンター 086-803-2201
受付時間 9時～17時（土日祝は除く。）

【別表】

世帯人数	収入要件の基準額	資産要件の基準額
1人世帯	121,000円	504,000円
2人世帯	174,000円	780,000円
3人世帯	220,000円	1,000,000円
4人世帯	262,000円	
5人世帯	303,000円	

岡山市新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内



緊急小口資金等の特例貸付を利用できない方へ

岡山市
R3.8.18版

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金とは

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で一定の要件を満たす生活困窮世帯に対し、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します。

支給対象となる方

以下の①～⑥の要件にすべて該当する方が対象です。

①再貸付終了等要件

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯／申請月までで借り終わる世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

申請期間は
令和3年11月30日までです

②生計維持要件

申請日において、世帯の生計を主として維持している者

③収入要件

申請を行った月における世帯全員の収入の合計額が、別表の『収入要件の基準額』以下であること

④資産要件

世帯の全ての預貯金、現金等の合計額が別表の『資産要件の基準額』以下であること

【別表】	世帯人数	収入要件の基準額	資産要件の基準額
	1人世帯	121,000円	504,000円
	2人世帯	174,000円	780,000円
	3人世帯	220,000円	1,000,000円
	4人世帯	262,000円	
	5人世帯	303,000円	

⑤求職活動等要件

※世帯員が6人以上の場合の基準額は別途お問い合わせください。

次のいずれかに該当すること

ア) 公共職業安定所に求職を申し込みし、常用就職を目指して以下に掲げる3つの求職活動を行うこと

- ・月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- ・月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
- ・原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

常用就職とは…期間の定めのない労働契約又は
期間の定めが6月以上の労働契約による就職。

イ) 生活保護を申請中であること（生活保護受給中の方は対象外）

⑥その他の要件

- ・職業訓練受講給付金を、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者が受給していないこと
- ・生活保護を、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者が受給していないこと
- ・偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと
- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

申請に必要な書類

- ①『新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書』（様式1-1）
- ②『新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書』（様式1-2）
- ③『新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金
再貸付不承認・過去借入状況申告書』（様式1-3）
- ④ 世帯全員分の住民票の写し
- ⑤ 再貸付終了等の確認書類
- ⑥ 世帯の中で収入がある方について、収入が確認できる書類
(給与明細・公的給付等の支給額が分かる資料等)
- ⑦ 世帯の全員の全ての口座について、現残高を記帳した預貯金通帳等の写し
- ⑧ 公共職業安定所の求職受付票の写し 又は、受領印の押された生活保護申請書の写し
- ⑨ 振込口座関係資料(金融機関の通帳等の写し)

支給額・支給期間

支給額 単身世帯…6万円 / 2人世帯…8万円 / 3人以上世帯…10万円
支給期間 3か月間

支給決定後の中止

- ▶受給中に求職活動等要件を満たしていない場合
- ▶常用就職による収入が収入基準額を超える場合
- ▶生活保護や職業訓練受講給付金を受給した場合 等

申請方法等

- ▶申請期間:令和3年7月1日から11月30日まで(消印有効)
- ▶申請方法:下記送付先へ郵送での申請が必要です。
- ▶支給方法:指定口座へ振り込み
- ▶送付先 :〒700-8581
岡山市北区大供三丁目1番18号 KSB会館4階
岡山市生活困窮者自立支援金事務処理センター
- ▶岡山市生活困窮者自立支援金コールセンター:086-803-2201
[受付時間]平日9:00~17:00
- ▶支給期間中は、毎月、求職活動の内容が分かる書類を提出いただきます。
また、求職活動が確認できない場合には、支給中止となります。

